平成２９年（フ）第６８６号
仙台市宮城野区小鶴１丁目13番32号
債務者　加藤　昭子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３００号
茨城県桜川市中里14番地１
債務者　軽部　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１５号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅９－３－６号
債務者　浅井　忠幸
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２０号
茨城県水戸市白梅４丁目７番22―103号　第２福甚コーポ
債務者　後藤　沙織
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２２号
茨城県水戸市見川５丁目127番地　県営桜川アパート２棟503号
債務者　谷田部あづさ
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２９号
茨城県石岡市石岡2325番地11、前住所東京都荒川区東日暮里４丁目27番11号　プラーズ東日暮里Ⅱ５階１Ａ－３
債務者　久保田幸多朗
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４号
茨城県つくば市高見原３丁目１番地27　ルミエールコートＢ棟102号、前住所茨城県つくば市富士見台33番地203
債務者　丸野　麗菜（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
群馬県桐生市広沢町６丁目627番地の５
債務者　舘野　　博
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第８０号
千葉県袖ケ浦市神納２丁目14番地２アーバンハイツ浅井Ｂ102号
債務者　澤田　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第８９号
千葉県木更津市中央２丁目10番16号　インペリアルホームズ北川401号
債務者　山口　信行
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第９０号
千葉県木更津市中央２丁目10番16号　インペリアルホームズ北川401号
債務者　山口　裕美
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第９２号
千葉県木更津市東太田２丁目15番19―102
債務者　小屋松秀二
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第９７号
千葉県君津市糠田161番地１
債務者　西郡　　朗
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１９６号
石川県白山市宮永町116－３、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字緑台２丁目202番地７
債務者　梅木　　晃
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０１号
金沢市古府１丁目98番地２、従前の住所埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1035番地
債務者　濱　幸太郎
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１４号
金沢市木越３丁目４番地
債務者　桐田電設こと　桐田　和人
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
金沢地方裁判所民事部